

認定事例

(災害補償課)

指揮者として操法訓練中に腰痛症を発症した事案 (公務上)

1 災害を受けた者

C県D市消防団 団員
事案発生当時32歳 農業兼漁業

2 災害発生日

平成X年5月16日

3 災害発生状況

(1) 災害発生の時系列的状況

5月16日に指揮者として操法訓練中、左足ふくらはぎを痛めた際に腰に違和感を覚えたが、5月28日に行われたD市消防操法大会に出場。県大会への出場が決まり、6月15日に訓練を再開したところ、再び腰に違和感を覚えた。

6月16日、仕事で椎茸の原木を軽トラックから降ろす作業中に痛みが増強し動けなくなった。翌日も動くことができず、6月19日の操法訓練に参加するが、痛みとしびれのために訓練を実施することができなかった。6月20日に整形外科を受診し、腰椎分離症と診断された。

(2) 災害発生前の公務従事状況

5月6、8、13、15、16日にポンプ操法訓練(1日2～3時間程度)。

1回の練習につき、ホース3本を延長し、63メートル先の標的を倒す一連の動きを5本程度実施し、加えて細部の反復訓練を数回繰り返す。被災者は指揮者を担当し、低い姿勢でのホース延長、水圧がかかる中での放水、筒先員交代などを行っていた。

(3) 災害発生前の就労状況

5月6、13、19、20、27、28、30、31、6月9、10日に1日当たり6時間程度のタコ漁。50個のタコ籠をローラーで海面

まで巻き上げ、自力にて船上に引き上げる作業で足腰に軽度の負担あり。

5月7、9、21、26、29、6月3、7、8、11、12、16日に1日3～6時間程度の椎茸原木搬送、ほだ場(椎茸の収穫場)整備及び草刈り。ほだ場整備とは、ほだ場の清掃やネットを張る軽作業で、草刈りとは、草刈り機にて行う軽作業。

5月10、11、12、14、16、17、18、23、24、25、6月1、2、13、14日に1日9時間程度のヨコワ漁。マグロの幼魚であるヨコワの一本釣りで一日に約15本釣り上げる。足腰に軽度の負担あり。

5月8、15、22、6月4、5、6、15日は休み。

4 傷病名

第5腰椎分離症(多くは体が柔らかい中学生頃に、ジャンプや腰の回旋を行うことで腰椎の後方部分に亀裂が入って起こる。「ケガ」のように1回で起こるわけではなく、スポーツの練習などで繰り返して腰椎をそらしたり回したりすることで起こる。分離症があっても強い痛みや日常生活の障害なく生活できる場合が多い。)、筋性腰痛症

【説明】

労災をはじめとする災害補償制度では、腰痛については、俗にいわれる「ぎっくり腰」(急性腰痛症)のように、日常的な動作の中で生じるため、たとえ公務中に発症したとしても、公務上の災害とは取り扱われない。しかし、例えば操法訓練のように、日常ではあまりない、腰部に急激な力の作用がある動作によるものについては、「災害性的原因による腰痛」

として、公務上の災害と取り扱われることがある。この「災害性の原因」については、具体的には、

- (1) 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められるものであること
- (2) 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたときと医学的に認めるに足りるものであること

をいずれも満たすときとされている（昭和52年2月14日地基補第67号 腰痛の公務上外の認定について）。

また、腰椎椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、腰椎分離症、腰椎すべり症など腰痛の既往症又は基礎疾患がある場合で、腰痛そのものは消退又は軽快している状態にあるとき、公務遂行中に生じた災害性の原因により再び腰痛を発症させ、又は増悪させたと認められた場合は、これらの腰痛についても、公務上の災害として取り扱われることがある。なお、この場合の治療の範囲は、原則としてその発症又は増悪前の状態に回復させるためのものに限るとされている（昭和52年2月14日地基補第68号「腰痛の公務上外の認定について」の実施について）。

消防基金では、これらの労災をはじめとす

る災害補償制度を参考に、公務上外を判断しているが、本件災害の場合、まず、公務遂行性については、上司の命令に基づく正規の消防団活動であることが提出資料から明らかであったため、公務遂行性は認められると考えた。

次に、公務起因性については、医学的知見によれば、腰椎分離症は本件災害によって生じたのではなく、被災団員の基礎疾患である蓋然性が高いとのことである。しかしながら、腰部に違和感を感じた際の指揮者の動作は、提出資料によれば、速い動きからの低い姿勢、急激な方向転換、水圧がかかる中での筒先員交代があり、いずれも腰部に対する急激な力の作用を生じさせるに足る、通常の動作とは異なる動作である。また、腰部に作用した力が基礎疾患である腰椎分離症を著しく増悪させたときと医学的知見により認められている。したがって、公務起因性は認められると考えた。

ただし、腰椎分離症は基礎疾患であって、本件災害によって発生したものではないため、補償の対象となる治療の範囲は、原則として、増悪前の状態に回復させるためのものに限るものと考えた。

以上のことから、公務上の災害に該当するが、本件災害が被災団員の基礎疾患である腰椎分離症を増悪させたと認められるため、補償の対象となる治療の範囲は、原則として、増悪前の状態に回復させるためのものに限ると判断したものである。